

すみだ生涯学習センター団体・サークル登録について

すみだ生涯学習センター団体・サークル情報の登録(継続)を希望される方は、下記の事項について確認の上、申請してください。

1. 登録できる団体

- (1) 芸術活動を行い、または鑑賞する団体
 - (2) スポーツ・レクリエーション活動を行っている団体
 - (3) 地域活動やボランティア活動を行っている団体
 - (4) その他、生涯学習にかかわる活動を行っている団体
 - (5) (1)～(4)の団体で、主な活動場所が区内である団体
- * 営利を目的とする団体は、登録の対象となりません。

2. 登録内容

- | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| ・団体名 | ・代表者名 | ・活動分野 | ・活動内容 | ・指導者名 | ・活動場所 |
| ・活動日時 | ・会員資格 | ・会員構成 | ・会費 | ・連絡先 | ・ボランティア |

3. 登録有効期間

- (1) 今回の登録は、登録日から2028年3月31日まで有効です。
- (2) 登録有効期間終了後、継続して登録を希望する団体は、登録期間を更新することができます。(登録は、2年毎に更新です)

4. 登録方法

「団体・サークル登録申請書」を下記へ提出して下さい。

5. 登録の取り消し

- (1) 申請書の内容に偽りがあったとき
- (2) 営利を目的とした行為を行ったとき
- (3) 宗教・政治活動を目的とした行為を行ったとき
- (4) 社会的信用を失墜するような行為があったとき
- (5) 登録団体から取り消しの申し出があったとき
- (6) その他、登録の趣旨に反すると認められる行為を行ったとき

6. 情報の取扱い及び情報公開について

- (1) 登録情報(個人情報)については、個人情報保護法、関係法令及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき個人情報保護方針を定め、センターにて適切に管理します。
- (2) 登録された団体・サークルについては、センターの学習相談コーナー(総合受付)において入会希望の方や交流希望の団体・サークルなどに、区民の生涯学習を支援することを目的として情報提供します。なお、その際に申請書の登録内容(電話番号・メールアドレス)が公開(情報提供)されます。
- (3) 紹介業務に必要な時を除いて外部への提供は行いません。
上記(2)以外の用途に使用する場合は、事前に登録者に通知し、同意を得るものとします。

7. その他

- (1) 団体の活動に伴い発生した事故、トラブル等については、センターは責任を負いかねます。
- (2) 登録申請書の内容に変更がありましたら、速やかにご連絡ください。
- (3) お預かりしたチラシ、ポスター(A4)の掲示期間は登録有効期間までとします。

《お問い合わせ・提出先》

すみだ生涯学習センター・B棟2階 学習相談コーナー
〒131-0032 墨田区東向島2-38-7
TEL 5247-2008 FAX 5247-2005